

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 公園緑地課

不利益処分の内容	県立自然公園の保護のための行為の中止命令等
根拠法令等及び条項	栃木県立自然公園条例第22条第1項
根拠条項	栃木県立自然公園条例第19条第3項、第20条及び第21条第2項
参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
設定等年月日	平成22年10月19日設定 平成22年10月19日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>市長は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定、第20条の規定により許可に付された条件又は第21条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、現状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>